



平成28年熊本地震の被害写真

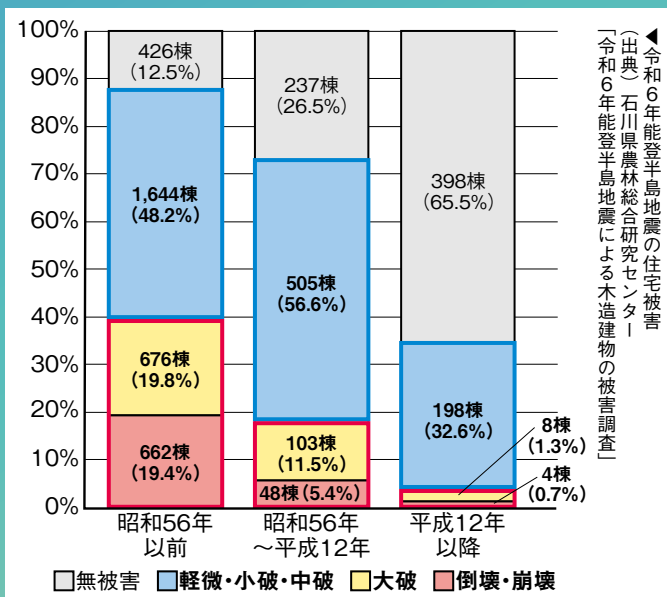
特集

# わが家をまもる、 そして大切な家族をまもる

近年、全国で大きな地震が頻発しています。令和6(2024)年1月に発生した能登半島地震では住宅の倒壊、大破が数多く見られました。昭和56(1981)年以前に建てられた住宅は約40%が倒壊・大破し、約90%の住宅に被害が発生しました。また、昭和56(1981)年～平成12(2000)年の間に建てられた住宅でも約20%が倒壊・大破し、約70%の住宅に被害が発生しています。一方、平成12年以降に建てられた住宅では、倒壊・大破した住宅は約2%、被害が発生した住宅も約35%にとどまっていることがわかります。

改めて、わが家の安全性について考えてみましょう。

☎建築課確認審査係 ☎26-5749



ステップ1

## 耐震診断で

### わが家の耐震性を

### 確認しましょう



▲耐震診断士派遣事業の詳細はこちら

住宅の耐震基準は、昭和56年と平成12年に大きく変わりました。主に、昭和56年には壁の量について、平成12年には接合部を金物で補強することや壁の配置のバランスをとることについて改正が行われました。

平成12年以降に着工した木造住宅は「2000年基準」と呼ばれ、現在も用いられている基準で建てられています。昭和56年以前に建てられた住宅の多くで耐震性が不足することは以前から明らかになっていますが、昭和56年～平成12年の間に建てられた一部の住宅でも耐震性が不足することが分かってきています。

耐震診断とは、平成12年以前の旧基準の建物を2000年基準に照らし合わせて、耐震性の有無を確認することです。震度6強～震度7の大地震が発生した際に、建築士などの専門の知識を有する者が倒壊する可能性の有無を診断します。

本市では、本市が認定した耐震診断士を派遣し、耐震診断に要する費用の一部を補助しています。

耐震診断を行って、わが家の耐震性を確認してみませんか。

耐震診断の結果をもとに耐震改修をしましょう

耐震改修にはいくつかの方法があります

耐震化	住宅全体を補強する（上部構造評点 <sup>※1</sup> 1.0 以上）
減災化	住宅全体を補強する（上部構造評点 0.7 以上 1.0 未満）
	住宅の一部を補強する（1 階のみ補強、主要な居室のみ補強など）
	住宅の重さを軽くする（瓦から鋼板屋根にするなど）
	防災ベッド、耐震シェルターを設置する
住み替え	現在の住宅を解体し、耐震性のある住宅など <sup>※2</sup> へ住み替える

※1 地震に対する建物の安全性を示す指標。日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」により算定

※2 本市内の賃貸住宅、社宅、親族宅、知人宅、高齢者住宅、介護施設、グループホームなどを想定しており、購入した新築や中古の戸建て住宅は該当しません

耐震改修と聞くと、建物全体を補強する方法しかないと思う方も多かもしれませんが、上記のとおりいくつかの方法があります。

一方、令和7年度に山形県が実施したアンケートの結果を見ると、耐震診断を受けても耐震改修を行わない最大の理由が「耐震改修の費用が高額だから」であることが分かっています。

このような現状を受けて、近年では費用を抑えて短期間で耐震性を向上させる「低コスト工法」も提唱されています。また防災ベッドや耐震シェルターを設置することで、住宅全体を補強するよりも安価に命をまもる空間を造ることも可能です。

本市では、上記の耐震改修を実施する場合に、改修工事に要する費用の一部を補助しています。詳しくは本紙5月号9ページを参照してください。

耐震改修をして、安心を手に入れませんか。



▲耐震改修補助金の詳細はこちら



▲防災ベッド



▲耐震シェルター

わが家、そして自分と大切な家族の命をまもるために

震度6弱以上の揺れの中では立っていることが難しく、避難することもできません。一般的な木造住宅の重さは屋根と2階の重量を合わせると数トン〜数十トンにもなり、万が一住宅が倒壊した場合は、自分や家族の命が危険にさらされ、さらには近隣家屋や近隣住民にも被害を及ぼす恐れがあります。

住宅の耐震化は、命をまもる有効な手段です。自分と大切な家族の命をまもるため、わが家の耐震化を進めましょう。

皆様のご意見をお寄せください  
【公開期間】6月20日(出)まで

